

議案第40号

石岡市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定することについて

石岡市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市民のための歯と口腔の健康づくりを推進していくため。

石岡市歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例

市民が生涯にわたり、自分の歯でしっかりかみ締め、食を楽しみ、会話を楽しむ。このような健康で生きがいのある生活を支えるには、お母さんのお腹にいる時を含めた各世代に応じた切れ目のない歯科口腔保健の取り組みが必要です。

平成元年から厚生省（当時）と日本歯科医師会が提唱している「8020運動」、平成22年から茨城県が提唱している「6424運動」は、国民、県民に浸透してくるとともに、歯と口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことも明らかになってきました。残っている歯数が多いだけでなく、歯周組織の状態が良好な人達ほど、医科の医療費が少なくて済むことや、更に超高齢社会に入った現在、認知症の予防や改善にこうごう・そしゃくが大きな役割を果たしていることが分かってきました。

このため、市民は、自ら歯と口腔の疾患の予防に取り組むとともに、早期に歯と口腔の疾患を発見し、治療することが重要です。行政は、誰もが等しく必要な歯科口腔保健サービスと歯科医療を受けることができるよう、健康格差の縮小を目指した環境を整備し、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）、保健医療、福祉及び教育等の関係者（以下「保健医療関係者等」という。）と連携し、協力していく必要があります。

そこで、市民のための歯と口腔の健康づくりを推進していくために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例（平成22年茨城県条例第37号）の趣旨に基づき、市の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市民、市、歯科医師等及び保健医療関係者等の役割を明らかにし、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと暮らせるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康が全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命に深く関わりがあるという認識のもと行うものとする。
- (2) 市民がかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診を受けるとともに適切な生活習慣を身に付け、自ら歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うことを推進するものとする。
- (3) 全ての市民が歯と口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスと歯科医療を受けることができる環境整備を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加するとともに、定期的にかかりつけ歯科医による歯科検診を受診するなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定し、継続的かつ効果的に実施するものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力し、保健医療関係者等との連携を図り、良質かつ適切な歯科口腔保健サービスと歯科医療を提供するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第6条 保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基

本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯の各世代にわたる特性に応じた市民の歯と口腔の健康づくりに関する知識及び適切な口腔ケアの実践に向けた取組方法等の普及啓発に関すること。
- (2) 歯科疾患の予防及び重症化を予防するためにかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けることの必要性についての普及啓発に関すること。
- (3) 口腔がんの早期発見に関すること。
- (4) 障害を有する市民、介護を必要とする市民に対する適切な歯と口腔の健康づくりのための施策に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりを効果的に実施するための情報の収集及び調査研究に関すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する施策の評価に関すること。
- (7) 歯科医師等その他の関係者の連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。